

令和 8 年度からの健診体系見直しについて

令和 7 年度 健康保険委員オンライン研修会



全国健康保険協会 岩手支部
協会けんぽ

目次

1. これまでの健診補助内容・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
2. 令和8年度変更点・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
3. 変更点①人間ドックに対する補助・・・・・・・・ P.5
4. 変更点②35歳未満の方への健診・・・・・・・・ P.6
5. 変更点③生活習慣病予防健診項目の見直し・・・・・・・・ P.7
6. 協会けんぽからのお知らせ・・・・・・・・ P.8

1. これまでの健診補助内容

◆一般健診

検査の内容	対象者	自己負担額
・問診・診察等・身体測定・血圧測定・尿検査・便潜血反応検査・血液検査・心電図検査・胃部x線検査・胸部x線検査	35歳～74歳の方	最高5,282円
・眼底検査		最高79円

◆子宮頸がん検診

検査の内容	対象者	自己負担額
・問診・細胞診	20～38歳の偶数年齢の女性	最高970円



1. これまでの健診補助内容

一般健診に  できる健診
プラス

健診の種類	検査の内容	対象者 (一般健診を受診した方)	自己負担額	
付加健診	・尿沈渣顕微鏡検査 ・血液学的検査 ・生化学的検査 ・眼底検査 ・肺機能検査 ・腹部超音波検査	40歳,45歳,50歳, 55歳,60歳,65歳, 70歳の方	最高2,689円	
乳がん検診	・問診 ・乳房X線検査 ・視診・触診	40～74歳の偶数 年齢の女性	50歳以上 最高 1,013円	40～48歳 最高1,574 円
子宮頸がん検診	・問診・細胞診	36～74歳の偶数 年齢の女性	最高970円	
肝炎ウイルス検査	・HCV抗体検査 ・HBs抗原検査	過去にC型肝炎ウィ ルス検査を受けたこ とがない方	最高582円	

2.令和8年度以降変更点

令和8年度

①人間ドックに対する補助の実施

- 35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助(25,000円)を実施する。(毎年受診可)

②若年層を対象とした健診の実施

- 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- 検査項目については、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

③生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。

④「節目健診」を新設

- 従来、40歳から5歳刻みで一般健診に追加可能としていた付加健診について、一般健診の項目を統合し、新たに「節目健診」を新設する。

令和9年度

被扶養者に対する健診の拡充

- 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。

3.変更点①人間ドックに対する補助

検査項目		人間 ドック	節目 健診	生活習慣病 予防健診	事業者 健診	特定 健康診査	検査項目		人間 ドック	節目 健診	生活習慣病 予防健診	事業者 健診	特定 健康診査
診察等	問診	○	○	○	○	○	血液一般	赤血球数	○	○	○	■	□
	業務歴				○			白血球数	○	○	○		
	自覚症状	○	○	○	○	○		血小板数	○	○			
	他覚症状	○	○	○	○	○		末梢血液像	○	○			
	身体計測	○	○	○	□	○		MCV	○				
	身長 体重	○	○	○	○	○		MCH	○				
	BMI・標準体重	○	○	○	○	○		MCHC	○				
	肥満度	○						CRP	○				
	腹囲	○	○	○	■※	○		血液型 (ABO Rh)	◎				
	血圧 (収縮期/拡張期)	○	○	○	○	○		HBs抗原	○	◎	◎		
	心拍数	○					腎機能	尿蛋白	○	○	○	○	○
	視力	○	○	○	○			潜血	○	○	○		
脂質	聴力	○	○	○	○			尿沈渣顕微鏡検査	□	○			
	総コレステロール	○	○	○				血清クレアチニン (eGFR)	○	○	○	□	□
	空腹時中性脂肪	○	○	○	■	○	心機能	心電図	○	○	○	■	□
	随時中性脂肪		■※※	■※※	■※※	■※※		胸部エックス線検査	○	○	○	○	
	HDL-コレステロール	○	○	○	■	○	肺	喀痰細胞診		□	□	□	
	LDL-コレステロール	○	▲	▲	▲	▲		努力肺活量	○	○			
肝機能	non-HDL-コレステロール※1	○	▲	▲	▲	▲		1秒量 (対標準1秒量)	○	○			
	AST (GOT)	○	○	○	■	○		1秒率	○	○			
	ALT (GPT)	○	○	○	■	○	呼吸機能	%肺活量	○	○			
	γ-GT (γ-GTP)	○	○	○	■	○		眼底	○	○	□		□
	ALP	○	○	○				眼圧	○				
代謝系	空腹時血糖	○	▲	▲	▲	▲	骨粗鬆症検診	骨密度		◎	◎		
	随時血糖※2		▲	▲	▲	▲	胃	胃部エックス線検査※3	○	○	○※		
	HbA1c	○	▲	▲	▲	▲		腹部超音波検査	○	○			
	尿糖	○	○	○	○	○	大腸	便潜血	○	○	○※		
	尿酸	○	○	○				医師による結果説明	○				
	総蛋白	○	○					保健指導	○				
	アルブミン	○	○				オプション検査	上部消化管内視鏡	◎	◎	◎		
	総ビリルビン	○	○					乳房診察+マンモグラフィ	◎	◎	◎		
	アミラーゼ		○					乳房診察+乳腺超音波検査	◎				
	LDH		○					婦人科診察+子宮頸部細胞診	◎	◎	◎		
	ヘマトクリット値	○	○	○		□		PSA	◎				
	血色素量 (ヘモグロビン値)	○	○	○	■	□		HCV抗体	◎	◎	◎		

◆対象年齢:35歳以上の加入者

※被扶養者は令和9年度から実施

◆費用補助額:最大25,000円

(健診総額が25,000円未満の場合は当該総額を補助)

- ・・・必須項目
- ※・・・20歳、25歳、30歳は検査項目に含まない
- ◎・・・オプション項目または本人の申出により省略可の項目
- ▲・・・いずれかの項目でも可
- ・・・医師の判断に基づき実施する項目
- ・・・35歳及び40歳以上の者については必須
- ※・・・35歳及び40歳以上の者については必須
- ※※・・・やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする

4.変更点②35歳未満の方への健診

- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断は、医師の判断に基づき、一部検査項目の省略が認められています。また、被扶養者については、就業者を除き、40歳到達まで健診の受診機会が極めて限られています。

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	次のいずれかに該当する者 ①40歳未満（35歳を除く）の者、②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、③BMIが20未満である者、④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る）
胸部X線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5歳ごとの節目年齢（20歳、25歳、30歳、35歳）の者、②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設で働いている者、③じん肺法で3年に1回のじん肺健診の対象とされている者
喀痰検査	次のいずれかに該当する者 ①胸部X線検査を省略された者、②胸部X線検査によって病変の発見がされない者又は結核発病のおそれがないと診断された者
血液検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

現状、40歳未満の方の検査項目が限られている

- ◆ 若年層からの生活習慣病対策及び健康意識の向上等を目的に20歳、25歳、30歳の加入者も対象とします。

※ 被扶養者は令和9年度から実施

- ◆ 健診項目については、胃・大腸がん検診を除く既存の生活習慣病予防健診と同項目とします。

※項目は前頁参照

4.変更点③④生活習慣病予防健診項目の見直し・節目健診の新設

◆健診項目の追加・新設

○喀痰細胞診

対象：問診の結果、50歳以上で喫煙指数（一日の喫煙本数×年数）が600以上である者

○骨粗鬆症検診

対象：40歳以上の偶数年齢の女性

○節目健診

対象：40歳以上5歳刻み（一般健診と付加健診を統合）

5.被扶養者に対する健診の拡充（令和9年度～）

○被扶養者に対する健診については、既存の特定健診の枠組みは残しつつ、加入種別による健診の差異を撤廃し、被保険者の健診の項目・費用と同一にします。

○人間ドック・生活習慣病予防健診については、被保険者同様に健診結果の受領や費用決済は直接健診機関と協会けんぽで実施することとします。

6.協会けんぽからのお知らせ

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りしています。（令和7年7月～令和7年10月）

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。



資格確認書 とは

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

マイナ保険証をお持ちでない場合とは、以下のことをいいます。

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

※不着となった場合、事業所様宛に再送付しますので、配付のご協力をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

令和7年度 健康保険委員オンライン研修会



全国健康保険協会 岩手支部
協会けんぽ